

甲斐市景観審議会の記録

【令和4年度第3回審議会】

1. 景観審議会の概要

日時：令和5年3月13日（月）午後1時30分～3時30分

会場：甲斐市役所本館3階 大会議室

□次第

○令和4年度第3回甲斐市景観審議会

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 案件

○景観形成基準における色彩等の基準
見直しについて（現地視察）

5. その他
6. 閉会

□配布資料

○景観審議会資料

1. 次第
2. 委員名簿
3. 会議資料

○景観形成基準における色彩等の基準
見直しについて

○近隣他市との色彩基準の比較表

○色彩の景観制限

○景観重要樹木指定における標識設置
について

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

○堀内 克一
○雨宮 正典
中澤 憲雄
藤森 一浩

2号委員

○大山 勲
新津 健

3号委員

○小宮山 敏春
○野口 賢司
立澤 真一
○武藤 洋一

○塩沢 正行

○田中 陽子

4号委員

○留守 洋平
○内藤 広
○風間 辰也

◆事務局

○都市建設部	部長	齊藤 一己
○都市計画課	課長	大木 康
○都市計画課	まちづくり推進係	小林 悟
○都市計画課	まちづくり推進係	保坂 真悟
○都市計画課	まちづくり推進係	小田切 勇人
○都市計画課	まちづくり推進係	三井 里紗

2. 発言要旨

○令和4年度第3回景観審議会

1. 開会

- ・本日の審議会は、委員総数15名のうち11名の出席をいただいている。過半数の出席が認められたので、甲斐市景観条例施行規則第33条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを報告する。また、本日の審議会は甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開での開催となる。

2. 市長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 案件

(事務局)

- ・景観審議会の議長は、会長が務めることとなっているので、ここからの進行は議長にお願いする。

○景観形成基準における色彩等の基準見直しについて

(議長)

- ・事務局から説明をお願いします。

(説明：事務局)

●景観形成基準における色彩等の基準見直しについて事務局から説明

(議長)

●色彩の景観制限について議長から補足説明

- ・色相によっても違うが、彩度は10になると原色、1は白や黒に色を混ぜ薄く色がついている程度となり、3～5は色相によって許容できる範囲であって、全国でも甲斐市のような数値になっている。色相により彩度の数値が異なる理由は、地球上の地の色である固定された自然界の色がY Rとなるためである。
- ・土、石、樹木の色が自然界の基調色となり、白川郷は自然素材を使った建築物のため、景観に馴染んでいる。Y Rで彩度3になると、自然界に溶け込む。
- ・甲州市の例で、白いガードレールをY Rの彩度1の茶色系に塗ると背景に溶け込む。
- ・全国369団体を調べた結果、Y Rの彩度の平均値は4～5、その他の緑(G)、青(B)、紫(P)は2以下になっている。
- ・甲斐市の基準は、全国の平均的な値だが、市街地景観形成地域で指定されていないことが問題であり、特に大規模なものに対する規制がなく、的確な誘導ができないことが問題となっている。
- ・基準の数値を超える例として、日本では日本海側にある昔ながらの赤瓦の屋根、世界ではイタリアの世界遺産の外壁がY Rで彩度が6となっている。また、昔清里にペンションが流行っていた時の、パステルカラーの建物も同様の数値である。
- ・建築物で青は少ないが、宗教や流行りで青に塗る街も存在し、中にはアート作品のようにカラフルに街を塗ってしまうこともあるが、とても珍しい。
- ・景観の規制を考える時に問題となるのは、規制すれば良い景観になるというわけではなく、みんな

でいいものをつくろうと努力していくことが重要である。何でも茶色にすれば良いわけではなく、甲斐市にとって何が良いのかを考えるべきである。

- ・大阪の道頓堀など屋外広告物がきらびやかな場所があったり、賑やかな商店街やお祭りの赤と白の幕など非日常的な空間は派手でも良いかもしれないが、閑静な住宅や山を見たいといった日常的な空間に派手な大規模建築物があると、そちらが目に入ってしまう。
- ・甲斐市においては、日常の景観を大切にされた方がよいのではないか。

(事務局)

- ・これより、市内外3か所の現地視察を行う。なお、現地視察後は、こちらにお戻りいただき、質疑応答など会議を再開するが、貴重品等の荷物は全てお持ちくださいますようお願い申し上げます。資料は不要である。1階正面玄関前に車を用意しているので、準備が出来次第、移動をお願いします。

●現地視察

(議長)

- ・現地視察、大変お疲れ様でした。具体的な数値や方向性については、次回以降審議していくが、特に大規模な建築物に対して見直す必要があり、現地視察の中で屋外広告物に対しても問題があると議題に挙げたが、それについては次の話になってくる。

事務局からの説明と現地視察を含めて、皆様からご意見はいかがか。

(委員)

- ・フォレストモールなどの広い土地にいくつかの店舗が建った場合に、個々の店舗での規制となるのか、全体で規制をするのか。全体としての統一感はなくて良いのか。

(事務局)

- ・造成の段階で開発がかかり、その後、建築物は1軒ずつ申請がくるので、個々に規制をかけている。モール型の建築物となると、フォレストモールが一体で建物を建てて、中に入る事業者によって、外壁に設置する飾りや看板があるので、必ず統一しなければならないという規制はない。

(議長)

- ・全体の統一はバランスにより質の向上につながるので、非常に重要だと思われる。1棟ずつでも、それぞれ彩度を下げてもらうことが重要である。

(委員)

- ・看板と壁面が違うということはどういうことか。今回は壁面だけの規制で、屋外広告物の規制はしないのか。

(事務局)

- ・看板と壁面は意識をしなければ、同じものとして認識していると思うが、屋外広告物と景観で条例が異なる。外壁に関しては色の基準があるが、屋外広告物に関しては色の基準よりも看板の種類や面積に対して基準があり、審査手数料をもらっている。

(委員)

- ・景観は看板や壁面を全体として捉え、山々との景観との調和が大事だと思う。
- ・景観審議会はあくまで景観が重視されているため、看板は関係ないかもしれないが、甲斐市は山梨県の見本になるような景観条例をつくっていただきたい。

(議長)

- ・現地にて皆さんも、屋外広告物が気になったと思う。現在は県の条例を使用しているが、是非市独自の屋外広告物条例を検討してもらいたい。

(委員)

- ・電柱も景観の1つであると思うが、甲斐市は電柱を地下へ埋める方針は出しているのか。

(事務局)

- ・無電柱化については、道路工事とセットになっている状況である。県道などは道路拡幅などの際に歩道部分に埋め込んでいる状況だが、甲斐市では新しい道路に関しては進めているが、既存の道路に関しては道路拡幅などがない場合はまだ進められていない。

(議長)

- ・この案件は、次回の審議会で具体的な数値など見直しの内容を審議していただく予定なので、日頃から皆さんも色について気にしながら見ていただきたい。

5. その他

(事務局)

- ・事務局から2点お伝えする。
- ・前回の審議会で答申をいただき景観重要樹木として指定した、竜王駅南口駅前広場のケヤキと北口駅前広場のクスノキについては、標識の設置が完了したので、ご報告させていただく。なお、市民の皆様に本制度の趣旨を広く周知するため、今月末に発行する広報4月号と、市ウェブサイトに掲載する。また、引き続き、候補樹木の募集も行っているので、ぜひ、お近くの方にお声かけをお願いする。
- ・次回の審議会については、色彩等の基準見直しについてなどを予定しているが、開催日が決まり次第、改めて通知にてご案内させていただく。
- ・事務局からの説明は以上だが、委員の皆様から全体を通じて何か質問等はいかがか。

6. 閉会

- 最後に挨拶を交わして閉会